

秋田市上下水道局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関について、次のとおり指定の取消しをしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和5年11月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

- 1 収納取扱金融機関の名称
株式会社きらやか銀行
- 2 取消年月日
令和5年11月30日